

## Ⅶ 受験に関する注意事項等

### <新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い>

京都大学は、受験者に安心して受験できる場を提供するために、試験場等の新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、令和4年度特色入試（後期日程）を実施します。

受験者の皆さんには、以下の新型コロナウイルス感染症対策をお願いしますので、日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけて、試験に臨んでください。

#### ◎感染防止のための注意事項

- ・日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認してください。特に、試験当日の朝は、必ず体温測定を行うとともに、下記「受験できない者」に該当しないことを確認してください。



(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～  
[https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext\\_daigakuc02-000005144\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf)

#### ◎医療機関での受診

- ・試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は、あらかじめ医療機関での受診を行い、適切な治療を受けてください。

#### ◎受験できない者

- ・次の①～⑤のいずれかに該当する者は、法学部の教務担当（90ページ参照）にまず電話連絡した上で、受験を取り止め、追試験の受験を申請してください（77ページ参照）。

- ①試験当日、37.5度以上の熱がある者
- ②試験当日、咳の症状がある者
- ③新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ④保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者
- ⑤海外から日本に入国後、防疫対策として要請される事項に基づき、待機期間中の者

ただし、④に該当する者のうち、無症状の者については、以下のi)～iii)の要件を全て満たしている場合は、別室での受験を認めます。受験を希望する場合は、令和4年3月11日（金）の午前10時までに、法学部の教務担当に電話連絡してください。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること  
※受験者が自治体（保健所）から指示されていない医療機関等で自主的にPCR検査を受けた場合、その結果が陰性であっても受験することはできません。  
※検査結果が判明するまでは受験することはできません。
- ii) 受験当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

#### ◎その他事前申請を要する事項

- ・病気や負傷、障害等によりマスクの着用が困難な場合、また、基礎疾患を有することにより別室での受験を希望する場合は、69ページの「Ⅳ 障害等のある受験者に対する合理的配慮について」に準じて、別室での受験を申請する必要があります。  
事前申請を行わずに試験当日の申し出により、マスクを着用せずに受験することや基礎疾患を有する者が別室で受験することはできません。

#### ◎新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができるため、活用することが望ましいです。また、地域独自のQRコード等による追跡システムがある場合は、そちらを活用することが望ましいです。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではありません。

#### ◎試験当日

- ・マスク（予備のマスクを含む）を持参し、試験場内では、常にマスクを正しく着用（鼻と口の両方を確実に覆う）してください。  
フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは、受験することはできません。
- ・試験場内では、受験者同士の密を避けるため、一定間隔の確保に留意して、案内や試験場担当者の指示に従ってください。  
受験者以外の入構は、受験上の配慮として付添者の同伴を許可された場合に限ります。許可のない保護者等の入構はできません。（保護者控室は設置しません。）
- ・試験場に到着してから試験開始前までに、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た場合や、明らかに激しい咳を何度もしているなど、他の受験者に影響があると試験場担当者や監督者が判断した場合は、休養室へ移動してもらい、症状等の確認後、上記「受験できない者」に該当する場合は、受験を取り止め、追試験の受験を申請してください。
- ・試験時間中に、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た場合や、明らかに激しい咳を何度もしているなど、他の受験者に影響があると監督者が判断した場合は、休養室へ移動してもらい、症状等の確認後、別室での受験となる場合があります。
- ・各試験室の出入口付近に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、試験室への入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。何らかの事情により、速乾性アルコール製剤等を使用することが難しい場合は、受験者自身でこれに代わるものを準備し、手指消毒を行うようにしてください。
- ・入退場時等は、他者との接触、会話を極力控えるとともに、試験室内では、自席以外に座らないでください。
- ・トイレを使用する場合は、フロアの誘導表示に従うなど、混雑を避けて利用してください。また、手洗い後に使用するハンカチ、ハンドタオル等は、各自持参してください。
- ・試験室内の換気のため窓の開放等を行う時間帯がありますので、上着など暖かい服装（漢字、英文字や地図等がプリントされていないもの）を持参するなど、着脱等による体温調節可能な服装で来てください。

#### ◎試験終了後

- ・試験室からの一斉退室による混雑を避けるため、監督者から退室方法等について指示がありますので、その指示に従って退室してください。
- ・使用済みのマスクについては、試験場で廃棄せず、必ず自宅等に持ち帰ってください。
- ・帰宅の際は、「三つの密」の回避など新型コロナウイルス感染症に感染しないような行動をするとともに、帰宅後は手洗い等の感染予防対策を十分に行ってください。
- ・試験終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、法学部の教務担当（90ページ参照）に連絡してください。

## ＜受験に関する注意事項等＞

1. **受験に関する注意事項等**は、第2次選考の前日午後に、法学部において掲示しますので、必ず確認しておいてください。
2. 来場にあたっては、公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って行動するようお願いいたします。自家用車・タクシー等の試験場付近での乗降（駐停車）は、深刻な交通渋滞を招きますのでご遠慮ください（事前に許可された場合は除く）。  
また、公共交通機関以外での送迎で、渋滞による遅刻が生じた場合には、本人の責めに帰す遅刻理由となり、救済措置が行われません。なお、許可のない保護者等の入構はできません。
3. 第2次選考当日は、**第2次選考の受験票及び大学入学共通テストの受験票を必ず持参してください。**（入学手続の際にも両方の受験票が必要になります。）
4. 第2次選考当日は、法学部の指示する時刻及び場所に集合してください。**集合時刻・場所**については、受験票送付時に別途通知します。
5. 試験開始時刻に遅れた場合は、**試験開始後30分以内**に限り入室を認めます。
6. 第2次選考において使用を認めるものは、**黒鉛筆**（シャープペンシルも可。ただし、芯ケースは、かばんにしまうこと）・**鉛筆キャップ**・**鉛筆削り**（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く）・**消しゴム**・**ハンカチ**（漢字、英文字や地図等がプリントされていないもの）・**ティッシュペーパー**（袋または箱から中身だけを取り出したもの）に限ります。＊定規等の補助具は使用できません。  
また、**座布団**・**ひざ掛け**（コート類をひざ掛けとして使用する場合も含む）・**カイロ**で漢字、英文字や地図等がプリントされていないものは使用を認めます。  
健康上その他やむを得ない理由により、上記以外のものを使用する必要がある場合は、監督者に申し出てその指示に従ってください。  
なお、**時計**（腕時計・置時計・スマートウォッチ等）は試験室に入る前にかばんにしまっておいてください。各試験室に電波時計を設置していますので、試験時間の確認は可能です。
7. **携帯電話**・**スマートフォン**・**スマートウォッチ等の電子機器類**は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っにかばんにしまっておいてください。試験時間中に身につけている場合、不正行為と見なすことがありますので注意してください。これらを時計として使用することはできません。なお、試験時間中にかばん等の中で携帯電話等の着信音やマナーモードの振動音などが発生した場合には、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を持ち出し、試験事務室で当該試験終了まで保管します。
8. 試験時間中に監督者が写真票及び机上の受験票の写真と受験者の顔の確認を行います。マスクや眼鏡等について一時的に外すよう監督者が指示する場合がありますので、指示に従ってください。
9. 不正行為等（★「不正行為等の取り扱い」参照）の理由で退場を命じられた者は、受験資格を失います。
10. その他受験に関する問い合わせは、法学部の教務担当（90ページ参照）に照会してください。

### 詐欺まがいの行為に注意してください！

例年、試験場周辺において本学関係者を装うなどして、受験者に『合否連絡をする』、『緊急時に自宅に連絡する』などと言葉巧みに近寄り、受験番号・氏名・住所・電話番号などを記入させ、現金を要求する行為が発生しています。

本学関係者が受験者の個人情報を聞き出し、現金を要求することは一切ありません。

★ 不正行為等の取り扱い

- ① 次の不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退場を命じられ〔不正行為失格〕となります。〔不正行為失格〕が命じられた場合は、受験資格を失うことになります。

ア. 受験票に本人以外の写真が貼ってあった場合や解答冊子に本人以外の名前や受験番号を記入した場合。  
イ. カンニング（カンニングペーパー・教科書・辞書及び参考書類の使用，他の人から答えを教わることなど）を行うこと。  
ウ. 他の受験者に答えを教えたり，解答冊子の交換等により，カンニングの手助けを行うこと。  
エ. 試験時間中に，問題冊子・解答冊子・下書き用紙を試験室から持ち出すこと。  
オ. 『解答を始めなさい。』の指示前に，問題冊子を開いたり，解答を始めること。  
カ. 試験時間中に，スマートウォッチ等のウェアラブル端末・携帯電話・スマートフォン・電子辞書等の電子機器類を使用すること。  
キ. 試験時間中に，定規・コンパス・電卓等の補助具を使用すること。  
ク. 『解答をやめなさい。』の指示に従わず，解答を続けること。

- ② 上記①以外にも，次の行為を行うと不正行為となることがあり，場合によっては，文書により警告します。不正行為と見なされた場合の取り扱いは上記①の場合と同じです。

ア. 試験時間中に，時計（腕時計・置時計・スマートウォッチ等）・携帯電話・スマートフォン・電子辞書等の電子機器類や定規・コンパス・電卓等の補助具をかばん等にしまわず，机の上に置いたり，身につけていたり，手に持っていること。  
イ. 解答冊子の見せ合い，話し合い，のぞき見等の疑いのある行為を行うこと。  
ウ. 試験時間中に，長い間，机の下に手を入れたり，服のポケット等に手を入れたりすること。

- ③ 次の行為を行うと試験妨害と見なされ，その場で試験の中止と退場を命じられ〔退場命令失格〕となります。〔退場命令失格〕が命じられた場合は，受験資格を失うことになります。

ア. 監督者の指示に従わず，他の受験者に迷惑となる行為を繰り返すこと。  
イ. その他，試験の公平な実施を損なうおそれのある行為をすること。